

# 米国好配当成長株ファンド13-07 (限定追加型／繰上償還条項付)

愛称 **女神さまはチカラもち2**

追加型投信/海外/株式

投資信託説明書(交付目論見書)  
使用開始日 2013年7月1日

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	株式 一般	年12回 (毎月)	北米	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

## 岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号  
設立年月日:1964年10月6日 資本金:10億円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:14,060億円  
(資本金、純資産総額は2013年4月末現在)

照会先

[フリーダイヤル]

**0120-048-214**

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

[ホームページ]

<http://www.okasan-am.jp>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

## 株式会社りそな銀行

- この目論見書により行う米国好配当成長株ファンド13-07(限定追加型／繰上償還条項付)の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年6月14日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成25年6月30日に生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

# ファンドの目的・特色

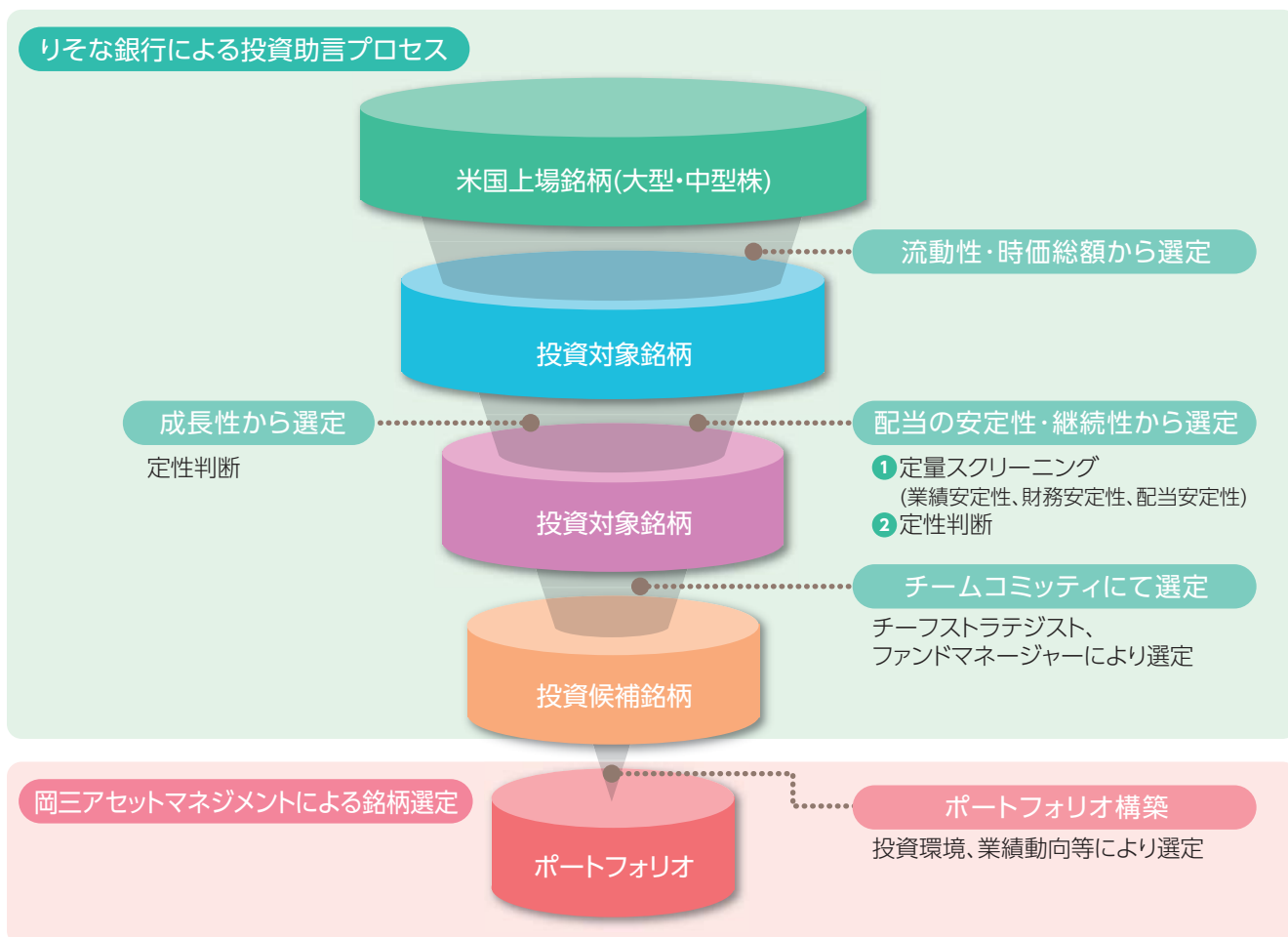
## 〈ファンドの目的〉

主として、米国の相対的に配当利回りが高いと判断される株式に投資し、配当等収益の獲得と投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

## 〈ファンドの特色〉

- 米国の相対的に配当利回りが高いと判断される株式に投資を行うことで、配当等収益の獲得と投資信託財産の成長を図ります。また、成長性を重視した株式にも投資することがあります。
- 投資にあたっては、配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に、業績の安定性や財務の健全性等を勘案して銘柄選定を行います。
- 銘柄選択に関して株式会社りそな銀行の投資助言を受けます。

※投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無については、変更する場合があります。



※ 上記プロセスは変更される場合があります。

### 助言会社 株式会社りそな銀行について

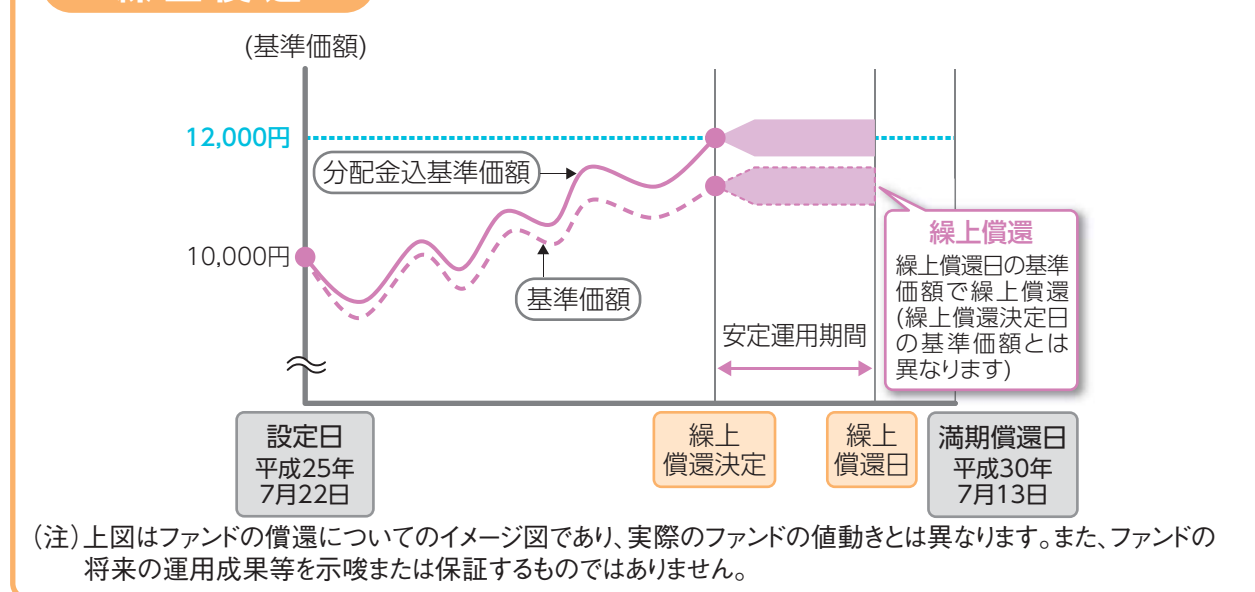
株式会社りそな銀行の運用部門は、1962年の設立以来約50年の歴史を持っています。株式会社りそな銀行は、銀行法、金融商品取引法、その他の関連する法令等を遵守して、ファンドの銘柄選択に関して投資助言を行います。

- 株式の組入比率は高位とすることを基本とします。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## ファンドの目的・特色

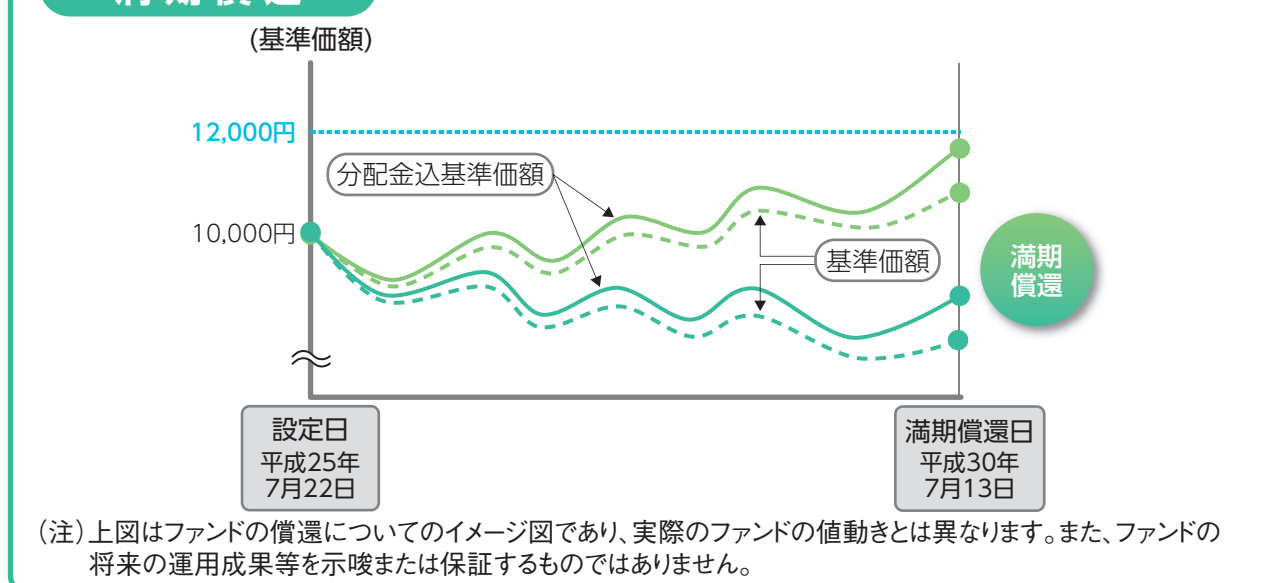
- ファンドの購入申込期間は、当初申込期間(平成25年7月1日から平成25年7月19日まで)と継続申込期間(平成25年7月22日から平成25年10月31日まで)です。平成25年11月1日以降、購入申込はできません。
- 信託期間中に、分配金込基準価額(基準価額(1万口当たり)に設定来の分配金(1万口当たり、税引前)累計額を加算した額とします。以下同じ。)が12,000円以上となった場合には、すみやかに組入株式を売却し、わが国の短期金融商品等による安定運用に切替え、繰上償還します。なお、繰上償還の条件を満たした場合、その後に分配金込基準価額が当該水準を下回っても、繰上償還を行います。分配金込基準価額が12,000円以上となってから満期償還日までの期間が短い場合には繰上償還を行いません。

### 繰上償還



- 分配金込基準価額が12,000円以上とならなかった場合は、満期償還となります。その場合、ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

### 満期償還



- 繰上償還の条件である分配金込基準価額12,000円は、一定の値上がり益の確保を目指すために安定運用に切替える価額水準です。基準価額および償還価額が12,000円以上となることを示唆または保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)の投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

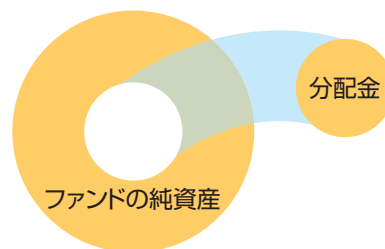
毎月14日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、最初の収益分配については平成25年11月14日に行う予定です。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。
  - 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
- ※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

# ファンドの目的・特色 [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

## ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

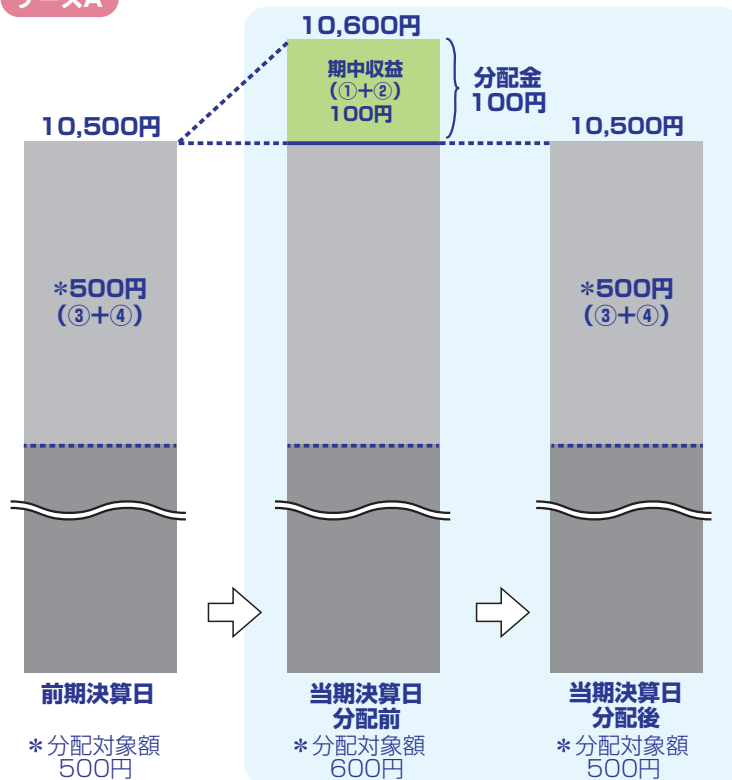
分配準備積立金：①および②のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金：追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

## 分配金と基準価額の関係(イメージ)①

### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

#### ケースA



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

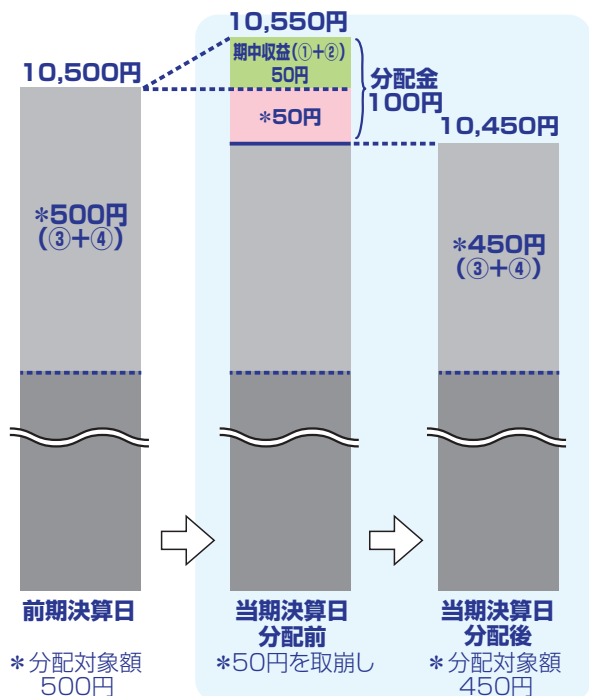
# ファンドの目的・特色 [収益分配金に関する留意事項]

## 分配金と基準価額の関係(イメージ)②

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

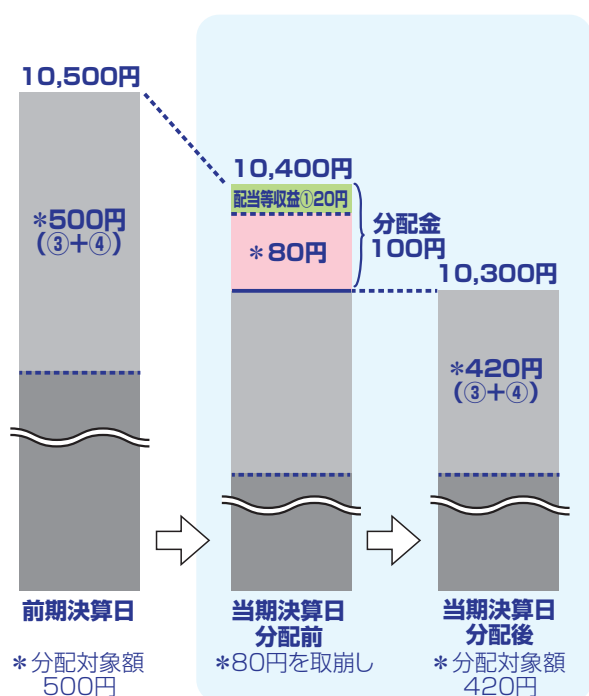
### ケースB

前期決算から基準価額が上昇した場合



### ケースC

前期決算から基準価額が下落した場合



前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

**ケースA** 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

**ケースB** 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

**ケースC** 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

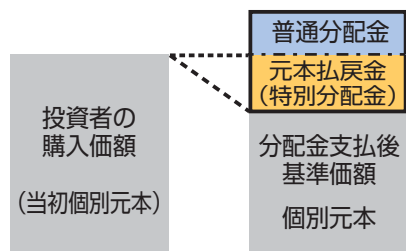
★いずれのケースにおいても、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、ファンドの損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、ファンドの収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「ファンドの基準価額の増減額」の合計額でご判断下さい。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

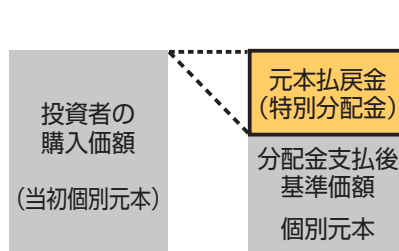
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

# 投資リスク

## 〈基準価額の変動要因〉

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、米国の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

## 主な変動要因

### ● 株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済情勢等の影響により変動します。

### ● 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

### ● 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

## その他の変動要因

### ● カントリーリスク、流動性リスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

## 〈その他の留意点〉

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドの購入申込期間は、平成25年7月1日から平成25年10月31日までです。平成25年11月1日以降、購入申込はできません。
- ファンドは分配金込基準価額が12,000円以上となった場合、繰上償還となりますが、償還時の分配金込基準価額が12,000円以上となることを示唆または保証するものではありません。分配金込基準価額が12,000円以上となってから満期償還日までの期間が短い場合には繰上償還を行いません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

## 〈リスクの管理体制〉

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部および運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

社内規程・法令諸規則等に基づいて、有価証券届出書提出後、設定日までのリスク管理・モニタリングを行います。

# 運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配金の推移

該当事項はありません。

## 主な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。



## 〈お申込みメモ〉

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (当初申込期間中は、1口当たり1円です。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。
購入の申込期間	当初申込期間 平成25年7月1日から平成25年7月19日まで 継続申込期間 平成25年7月22日から平成25年10月31日まで
換金制限	ありません。
購入・換金申込不可日	以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・ニューヨークの取引所の休業日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	平成30年7月13日まで(平成25年7月22日設定)
繰上償還	①信託期間中に分配金込基準価額が12,000円以上となった場合には、繰上償還を行います。ただし、分配金込基準価額が12,000円以上となってから満期償還日までの期間が短い場合には繰上償還を行いません。 ②信託期間中において、受益権口数が5億口を下回る事となった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月14日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 最初の収益分配については平成25年11月14日に行う予定です。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
信託金の限度額	2,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.okasan-am.jp">http://www.okasan-am.jp</a>
運用報告書	1月、7月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 〈ファンドの費用・税金〉

### ファンドの費用

●投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 <b>有価証券届出書提出日現在の購入時手数料率の上限は、3.15%(税抜3.0%)です。</b> 購入時手数料率は変更となる場合があります。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。	
信託財産留保額	<b>1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.30%</b>	
●投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	<b>純資産総額×年率1.5225%(税抜1.45%)</b>	
	(委託会社)	年率0.735%(税抜0.70%)
	(販売会社)	年率0.735%(税抜0.70%)
	(受託会社)	年率0.0525%(税抜0.05%)
その他費用・ 手数料	監査費用:純資産総額×年率0.0126%(税抜0.012%) ----- 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。	

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

## 税金

税金は表に記載の時期に徴収されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

※上記は、平成25年4月末現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





岡三アセットマネジメント